

## 『教育』との接点 ―教材編集者という道

### □教材会社としての『教育』への関わり

日本の『教育』は、大変多くの方が携わって運営されています。なかでも学校教育と最も密接に関わっている職業が「教員」であることは、誰しも疑う余地のない共通認識ではないでしょうか。文部科学統計要覧（2019年度）をみると、小学校・中学校・高等学校の教員数は約100万名にのぼり、義務教育課程に限ってみても、およそ70万名もの人が教員という形で教育に携わっていることがわかります。教員数だけでも十分膨大な数字ですが、学校運営には、さらに多くの方が学校を取り巻くあらゆることをサポートするために、関わりあって成立しています。

そのような状況下で、私は学校、ひいては「教育」に携わりたいという思いから、学校で使用する教材（ドリルやテストなど）の編集者としての道を選び、小学校で使用する教材・教具の総合出版社に就職いたしました。現在は主に2020年度の学習指導要領の改訂にて教科となった外国語の教材を担当し、指導や評価の一助となるような教材を目指し、制作しております。

私は、高校生のころから『教育』に携わる仕事をしたいと考えておりましたので、教育学部のある大学への進学を決めました。大学進学の際には、将来の自分をぼんやりとしか描けておらず、『教育』に携わるなら教員を目指すほかないと当時の私は思っておりました。卒業時には入学時に描いた通り中学・高等学校の理科の教員免許状を取得しておりましたが、最終的には『教育』に携わる手段として、教員として教鞭を執ることではなく、教材編集者としての道を選びました。そのような選択をしたのは、いくつか理由があります。

私が現在の教材の編集者という道を選択した結果に、とりわけ大きな理由を占めているのは学びを形成する上での「教材」の立ち位置が、かつての私に最も魅力的に映ったためです。大学在学中の授業研究やアルバイトでの家庭教師の経験から、児童・生徒の学びを定着、向上させることには教材の良し悪しが大きく関係し、加えて教材には授業を作る力があると実感したため、「教材」の持つ可能性を信じ、この業界に飛び込みました。ありがたいことに、今日まで教材の立ち位置は変わらないまま、仕事をする事ができています。

### □学校教育における「教材」の立ち位置

私は学校教育における最前線は、間違いなく教鞭を執る「教員」であると考えています。では一方で、学校教育における根幹とは何でしょうか。

突き詰めていくと、その基底には、国が定める「教育基本法」の存在があるのではないかと思います。教育基本法の目的を具体化したもののひとつが、学校教育法等で定められる「学習指導要領」です。教員は学校でのすべての教育活動を、学習指導要領に沿って行わなければなりません。つまり、教員と学習指導要領の関係は、学習のオペレーションにおいて、最前線と根幹の関係にあり、「教材」は両者の中間に位置し、両者を結び付ける接着剤であり緩衝材という立ち位置にあると私は考えています。

学習指導要領の求める資質・能力を児童に如何にして培わせるか、教員の指導力だけに頼ってしまつては、あまりにも教員に負担が偏ってしまいます。もちろん、教員の指導力は大変に重要な要因であるには違いありませんが、両者のバランスをとるために、教材は欠かす

ことのできないパートナーのようなものなのです。

当然、教材を作る際に最も留意するのは、学習指導要領が求める力を習得・習熟・測定・評価することができるものになっているかどうかという点であり、それは、教員が指導する際の方針としているものと共通する考え方になっていると思います。つまり、教員にとって必要な教材を作れば、教員の負担を一部担うことができるうえ、教材の使用により捻出される可処分時間を他の指導の質の向上に充てることができるようになり、教員の負担軽減と指導の質の向上の双方向にプラスに作用すると期待できます。

#### □『教育』における「教材」の魅力

さらに、教材には、各教科の特性や背景を創造する能力と可能性を備える側面があります。例えば直近では、2020年度の小学校の学習指導要領の改訂に伴い、外国語が新たに教科として加えられました。教科として定められるということは、同意に、評価をしなければならないということでもあります。外国語の指導に携わる教員のみならず、学習指導要領が求める力を育むためのよりよい指導方法を模索しながら、一歩ずつ教科としての「外国語」を形作っている段階にあるのではないのでしょうか。

こうした状況の中、教材には、学習指導要領の求める資質・能力の獲得へ到達させるための役割や、外国語の指導方法の道筋を知らせる役割があると私は考えており、これが教材編集の最大の魅力といっても過言ではありません。というのも、児童も学校も教員の指導方針も千差万別であり、教科としての外国語、指導方法が確立されていない現在の状況では、同じ目的を目指した指導でも、方法は無数に存在し得ます。教員の指導方針に過度な干渉はしないまでも、教科の指導内容や目的を明確にし、道筋を提示し続けることが教材の本分であり、義務であると同時に、編集者としての最大のやりがいです。

#### □『教育』は人をつくる

現在の日本のすべての国民は、教育を受ける権利と、保護者は教育を受けさせる義務を負うことが憲法によって保障されております。また、2010年4月から、所得等の条件を満たす家庭のすべての高校生への国の授業料支援制度が始まり、さらに2020年4月からは、私立高等学校への所得要件が見なおされ、全国で約8割の生徒が利用しています。みなさんもご存じの通り、このようにして、日本では小学校から高等学校までの12年間、すべての子どもが、家庭環境や貧富の差が影響することのないよう、一定の教育を享受することができる環境が整えられてきているところです。

『教育』の目的は、教育基本法によると「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」とされております。『教育』は主に「学校教育」に区分されるもの以外にも、「家庭教育」「社会教育」などに細分化され、子どもが携わっている「学校教育」は、1872年（明治5年）の「学制」から、少しずつ整えられ、今日の形に至っています。近年では、社会の技術革新に合わせ、子どもたちの可能性を狭めないよう、世界に遅れをとらないよう、GIGAスクール構想を実現すべく1人1台端末環境が整備されるなど、時代の変化とともに教育のあり方も変わり続けています。誰もが公平に享受でき、変化を厭わず最善を模索し続ける教育業界に携わっているという自覚を私含め一人ひとりが持ち、よりよい教育に貢献できる未来に期待したいです。